## 公告第15号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第16条第 2 項の規定に基づき、県中都市計画地区計画の 案を作成するため、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月16日

郡山市長 品 川 萬 里

- 1 都市計画の案の内容
  - (1) 種類及び名称

県中都市計画地区計画(東宿再開発地区計画)

(2)位置及び都市計画を決定する区域郡山市字東宿、字柳内、字大名艮、大町二丁目の各一部の区域

2 意見の提出方法

前項の案に係る区域内の土地の所有者その他都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第10条の4に定める利害関係を有する者で意見のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から令和7年5月7日(水)までに、住所、氏名及び意見を記載した意見書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

- 3 都市計画の案の縦覧
  - (1) 場所

郡山市都市構想部都市政策課(郡山市役所本庁舎3階)

(2)期間

令和7年4月16日(水)から令和7年4月30日(水)まで(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く。)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで